■ 居住誘導区域外における住宅の建築等に係る届出

1 届出の概要

弟子屈町の都市計画区域の内、**居住誘導区域以外の場所**で一定規模 以上の住宅の建築等に関する行為を行う場合は、都市再生特別措置法 第88条に基づき、**行為に着手する日の30日前までに届出**が必要です。

※届出対象となる「住宅」は、1戸建て住宅の他、長屋や共同住宅も 含みます。

2 届出の行為と届出書類

届出の対象となる行為	届出書類(届出様式及び添付書類)
○3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為○1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	○様式1 ○添付図面・図書(・・・①) ・開発行為を行う区域並びに当該区域内及び 周辺の公共施設を表示した図面(縮尺1,000 分の1以上) ・設計図(縮尺100分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
○3戸以上の住宅を 新築 しようとする場合 ○建築物を 改築 し、又は建築物の 用途を変更 して3戸以上の住宅とする場合	 ○様式2 ○添付図面・図書(・・・②) ・敷地内における住宅の位置を表示した図面(縮尺100分の1以上) ・住宅の二面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
○上記届出時に提出した様式1、 又は様式2に記載する届出内 容に 変更 があった場合	○様式3 ○添付図面・図書 ・様式1変更の場合は上記①、様式2変更の 場合は上記②と同様。

■ 誘導施設に係る届出

1 届出の概要

(1) 都市機能誘導区域外における誘導施設の建設等

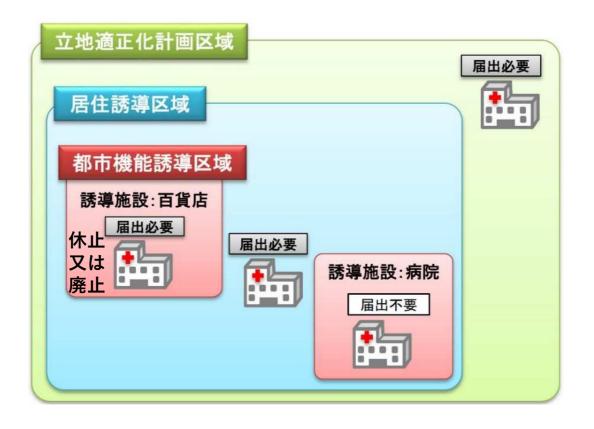
弟子屈町の都市計画区域の内、誘導施設を設定した**都市機能誘導区域以外の場所**で誘導施設の建築等に関する行為を行う場合は、都市再生特別措置法第108条に基づき、**行為に着手する日の30日前まで**に届出が必要です。

※敷地の一部が都市機能誘導区域にかかっている場合については、都市機能誘導区域内とみなし、**届出は不要**です。

(2)誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の休止、又は廃止しようとする場合は、都市再生特別措置法第108条の2に基づき、休廃止しようとする日の30日前までに届出が必要です。

※敷地の一部が都市機能誘導区域にかかっている場合については、都市機能誘導区域内とみなし、**届出が必要**です。



2 届出が必要となる誘導施設

(1)誘導施設

都市機能誘導区域	都市機能	誘導施設
都市機能誘導区域	福祉施設	社会老人福祉センター
	行政施設	弟子屈町役場
	文化・体育施設	弟子屈町図書館 川湯室内温水プール
	商業施設※	Aコープてしかが店 公衆浴場「泉の湯」
	事務施設	北洋銀行 弟子屈郵便局 釧路信用金庫
	交通施設	JR摩周駅

(2) 誘導施設の根拠法令等

都 市 機 能誘 導 区 域	都市機能	根拠法令・条例・規則等
福祉施設	社会老人福 祉センター	「弟子屈町社会老人福祉センター条例」に規定する 施設
行政施設	役場庁舎	「地方自治法第4条」に規定する事務所
文化・体育 施設	図書館	「図書館法第10条」に規定する図書館
	体育施設	「弟子屈町営プール条例」に規定する施設
商業施設	 大規模商業 施設	「大規模小売店舗立地法第2条第2項」に規定する 小売商業施設で、店舗面積1, 000㎡を超え、生 鮮食品を取り扱うもの
	公衆浴場	「公衆浴場法第1条」に規定する施設
事務施設	銀行・郵便 局・信用金 庫・農協	「銀行法第2条第1項」に規定する銀行、「日本郵便株式会社法第2条第4項」に規定する郵便局、 「信用金庫法第4条」に基づく信用金庫および「農業協同組合法第3条」に規定する農業協同組合
交通施設	JR駅・バス ターミナル	「鉄道事業法施行規則第9条第2号」に規定する停車場および「自動車ターミナル法第2条第6項」に 規定するバスターミナル

3 届出の対象行為と届出書類

(1) 都市機能誘導区域外における誘導施設の建設等

届出の対象となる行為	届出書類(届出様式及び添付書類)
○誘導施設を有する建築物の 建築を目的とする 開発行為	○様式4 ○添付図面・図書(・・・①) ・開発行為を行う区域並びに当該区域内及び 周辺の公共施設を表示した図面(縮尺1,000 分の1以上) ・設計図(縮尺100分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
○誘導施設を有する建築物を 新築しようとする場合○建築物を改築し、又は建築 物の用途を変更して誘導施 設を有する建築物とする場合	○様式5 ○添付図面・図書(・・・②) ・敷地内における建築物の位置を表示した図面(縮尺100分の1以上) ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺50分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
○上記届出時に提出した様式 4、又は様式5に記載する 届出内容に 変更 があった場 合	○様式6 ○添付図面・図書 ・様式4変更の場合は上記①、様式5変更の 場合は上記②と同様。

(2)誘導施設の休廃止

届出の対象となる行為	届 出 書 類 (届 出 様 式)
○都市機能誘導区域内の誘導 施設を休止、又は廃止しよ うとする場合	○様式7

■ 届出について

届出は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや誘導施設の立地動向を把握し、居住誘導区域や都市機能誘導区域内の立地に係る支援策等について情報提供等を行いつつ、計画の推進に支障があると判断する行為に対しては、届出内容に係る調整等を行うことが可能な制度となっています。届出を受けた後、町から届出受理書を送付し、調整事項等の有無について通知します。

■ 届出の時期・手続きのフロー

開発行為・建築等の行為に着手する30日前までに届出が必要となります。 (都市再生特別措置法第88条及び第108条、第108条の2)

なお開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出をしてください。

